(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和十八年二月一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
甲府市国母八丁目一三六五番一から山梨県中巨摩郡昭和町西条字北河原三六七八番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和十八年二月一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所